

平成29年度 議会基本条例の検証に伴う協議状況一覧

検証項目	協議内容	協議状況
市民懇談会での意見の活用	市民懇談会においては、テーマに沿った市民の意見、あるいは市政全般に係る市民からの要望を聴取し、聴取した意見は議会として整理し公表している。しかし、その活用は各議員に委ねられており、議会として政策立案等に十分に活用できているとは言い難い状況にあることから、市民懇談会での意見を議会として更に活用するための方策を協議する。	広報広聴委員会において、本件を踏まえて、今年度の市民懇談会の運営方法を協議する。
タブレット端末の導入	昨年度の協議結果を踏まえ、タブレット端末の導入の是非を判断するためには、事前の調査が必要であることから、継続して調査、協議する。	議長が指名する議員で構成するワーキングチームによって、生駒市議会におけるタブレット端末の仕様の検討や、導入に対する問題点の抽出と課題の整理を行い、その結果をもって導入の是非について協議する。
専決処分の範囲	平成26年12月定例会において、地方自治法第180条に基づき、専決処分の範囲を拡大したところであるが、指定後、特に契約変更に係る専決処分が頻繁に行われたことから、平成27年11月の議会運営委員会において、議長が必要と認めた場合には、案件を所管する常任委員会、専決処分を行われる事前に説明を受けることが決定された。しかしながら、同法第180条による専決処分については、同法第179条による専決処分とは異なり、議会の意思表示である「議決」を要さず報告を受けるにとどまることは、議会の監視機能が十分に果たしているとは言い難く問題であると考えことから、専決処分の指定事項の妥当性を改めて協議する。	地方自治法第180条に基づく専決処分事項を指定した以降の、専決処分事案(平成27年度・28年度)を検証し、協議する。
常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針の運用に伴う条例改正	昨年度の検証において、議会基本条例第13条第3項の改正が必要であることが確認されたことから、具体的な改正内容について協議する。	常任委員会における所管事務調査の実施状況に即して、議会基本条例第13条第3項の改正内容について具体的な提案に基づき協議する。